

件名	愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例
主管課	県民生活課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）を原資として基金を積み増し、消費者行政活性化に資する事業を実施するため、事業の実施期限を1年延長する。</p> <p><u>（現行）平成24年3月31日</u> <u>（改正）平成25年3月31日</u></p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 今回の基金積み増しにより新たに取り組む事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法等に基づく悪質事業者等に対する法執行を強化するため、事業者指導専門員を2名配置する事業 ・基金事業において養成している消費者啓発講師等の活動支援や、消費者団体相互の連携強化のための情報収集・提供を行うため、消費者啓発コーディネーターを1名配置する事業 <p>2 基金条例の失効</p> <p>平成25年3月31日限りで失効。ただし、精算について、条例の規定は精算が完了する日まで効力を有する。</p>	